

令和5年11月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	和邇南浜 地区 (和邇南浜)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・高齢化が進み後継者が少ない状態で、耕作委託する農家が年々増加している。地区内の担い手(株式会社森元農園)が農地の1/3を耕作している状態となっている。今後も増加するものと思われる。
 ・小さな圃場が多く生産効率が上がらないことから、農地の集積・集約化、畦畔除去等が必要

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、農地の乾田化を促し、麦・野菜に取り組む
 ・担い手の認定農業者である株式会社森元農園に農地の集積・集約化を進めていく。また、担い手(株式会社森元農園)が効率的に耕作ができるように、用水路・農道の管理、畦畔除去等の基盤整備について地権者が一体となって取り組む体制を整備する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(株式会社森元農園)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手(株式会社森元農園)の農作業に支障がない範囲で農業を担う者(利用者)により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。担い手(株式会社森元農園)が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔除去による区画拡大を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手(株式会社森元農園)が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に備え、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、多様な経営体の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手(株式会社森元農園)がすべての作業を担うため、農業支援サービス事業者等への農作業委託の予定はない

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
③生産の効率化・高度化を確立するため、スマート農業を推進する				